平成２４年（フ）第７５４号
堺市西区鳳東町１丁38番地２　３Ｃ・ＮＥＳＴ・ＯＴＯＲＩ・207号、前住所大阪府岸和田市春木若松町１番19号
債務者　鵜瀬　裕史
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５８号
堺市東区草尾536番地11
債務者　森岡　道夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６１号
堺市北区新金岡町２丁３番５―305号
債務者　木村　　哲
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６６号
堺市堺区南旅篭町西３丁７番16号
債務者　濱野　知子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６８号
堺市堺区賑町３丁４番23号
債務者　石田　成生
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７８５号
大阪府松原市天美北７丁目10番８号
債務者　近江鋲螺こと　高瀬　富一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
高知県南国市元町２丁目２番５号
債務者　美島　一男
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４９号
高知市三ノ丸170番地　シャレー三の丸203
債務者　三宮　　幸
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５８号
高知市大谷公園町１番34号　みどりハウス202
債務者　西尾　昌宏
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６８号
埼玉県熊谷市銀座６丁目３番36号　グランコート熊谷弐番館106号室
債務者　地主　和徳
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８２号
埼玉県羽生市西２丁目11番６号　シティパレス羽生５―102
債務者　川田　一夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６７号
富山県高岡市出来田71番地６
債務者　宮下　利夫
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２５３号
福岡市南区曰佐２丁目28番２―205号
債務者　榎　　裕介
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９９号
福岡市博多区麦野４丁目29番28―207号
債務者　大武　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９１号
福岡市南区若久４丁目12番22―202号
債務者　柴田　昌子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４５号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＴ棟303号
債務者　富松美智子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４６号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＴ棟303号
債務者　富松　純一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７３号
福岡市南区塩原１丁目22番18号
債務者　村上　春美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部